

わが家は地震に大丈夫？

ここ数年、地震の発生が多くなっています。昭和56年5月以前に建築確認許可（旧耐震基準）を受けた木造住宅は大規模地震が発生した際に倒壊する可能性があります。生命と大切な財産を守るため木造住宅の耐震診断を受けてみませんか？

また、町では震災対策事業として、木造住宅の耐震改修工事助成事業と危険ブロック塀等除却事業も併せて募集しています。

※各事業の申込み及び相談は、建設課管理班までご連絡願います。



①木造住宅耐震診断助成事業

- ▶ **対象**：次の全てに該当する木造の一戸建て住宅（離れ、集合住宅、納屋、倉庫等は対象外）
 - ・昭和56年5月31日以前に建築確認許可を受けたもの
 - ・在来軸組構法または枠組壁構法
 - ・過去に本町の耐震診断助成事業による耐震診断を受けていないこと
- ▶ **費用**：自己負担額8,400円（延べ床面積200㎡超えは、加算あり）
- ▶ **募集件数**：3件（申込順）

②木造住宅耐震改修工事助成事業

- ▶ **対象**：木造住宅の耐震診断結果により耐震性が不十分と判定され、耐震改修または同じ場所で建替を行うもの（年度内完成）
 - ※昭和56年5月以前に建築確認許可を受けた木造戸建て住宅に限る。
- ▶ **補助**：改修工事費の5分の4（限度額100万円）
- ▶ **募集件数**：1件（申込順）

③危険ブロック塀等除却事業

- ▶ **対象**：(1) 除却事業：道路に面したブロック塀のうち、高さ1m以上かつ町の調査で危険と判定されたもの（擁壁上の場合は、高さ0.6m以上）
 - (2) 設置事業：ブロック塀等を除却した箇所に、生垣・フェンス・板塀など軽量の塀を設置するもの
- ▶ **補助**：除却および設置に要する経費の3分の2（限度額 除却15万円・設置10万円）
- ▶ **募集件数**：3件（申込順）

▶ **問合せ**：建設課管理班 ☎354-5715

町営住宅 入居者募集

▶募集住宅：高城町営住宅 2戸

3号棟 昭和57年建設

335号(3階) 2DK 家賃：13,000円～25,500円
※風呂釜とボイラーが設置されておりません。設置は個人負担となります。

4号棟 平成7年建設

423号(2階) 3DK 家賃：23,700円～46,500円

▶募集住宅：美映の丘町営住宅 2戸

- ・13号棟 2DK 家賃：19,100円～37,500円
 - ・17号棟 3LDK 家賃：26,100円～51,200円
- ※17号棟2は3人以上の世帯とします。

▶ **入居申込み可能人数**：一戸あたり原則2人以上

▶ **入居申込資格**：次の(1)から(6)までの条件をすべて満たしていること。

- (1) 現に住宅に困窮していること
- (2) 同居または同居予定の親族があること（単身でも申込は一定要件を満たす方のみ可）
- (3) 世帯月収が基準以内であること
 - ・一般申込者 158,000円以下
 - ・高齢者（60歳以上）のみの世帯、障がい者または小学校就学前の子が居る世帯 214,000円以下
- (4) 入居者及び同居者が暴力団員ではないこと
- (5) 入居者（(2)を含む）が町民税を滞納していないこと
- (6) 松島町に在住している方、または松島町に在住したことがある方

▶ **申込期間**：8月19日㊤午前9時～8月28日㊤午後5時

▶ **申込方法**：建設課管理班で申込書等を受取り、必要事項を記入の上、添付書類とあわせて提出してください。

※同じ部屋に複数申込があった場合は、抽選になります。

※入居の手続きには連帯保証人が1名必要となります。

▶ **問合せ**：建設課管理班 ☎354-5715

令和6年10月から児童手当の制度が変わります

ポイント1 所得制限がなくなります

これまでは所得による受給制限がありましたが、全ての世帯が児童手当を受給できます。

ポイント2 「18歳まで」支給されます

これまでは中学校卒業までの支給でしたが、高校生年代（18歳）まで支給されます。

ポイント3 「手当の額」が拡充されます

▶ **児童手当の額が以下のとおり拡充されます。**

年齢・世代	令和6年9月まで（月額）		令和6年10月から（月額）	
	第1子 第2子	第3子以降	第1子 第2子	第3子以降
0～2歳	15,000円	15,000円	15,000円	30,000円
3歳～小学生	10,000円	15,000円	10,000円	30,000円
中学生	10,000円	10,000円	10,000円	30,000円
高校生	0円	0円	10,000円	30,000円

ポイント4 第3子のカウント方法が変わります。

これまでは高校生以下から数えていましたが、大学生年代（22歳年度末まで）以下から数えることができます。ただし、親等に生活費等の経済的負担がある場合に限りです。

ポイント5 「年に6回」支給されます

これまでは4ヶ月ごとに年3回支給していましたが、2ヶ月ごとに年6回（偶数月）支給します。

▶手続きが必要な方

- ・所得上限超過により、手当を受給していない方
- ・末子が高校生年代以上であり、手当を受給していない方
- ・新たに施設入所等児童となる者がいる方
- ・新たに多子加算の対象となる大学生年代（22歳年度末まで）の子がいる方

▶次の方は手続きの必要はありません

- ・所得制限超過により、手当の額が児童1人あたり5,000円である方
- ・高校生年代と中学生以下の児童を養育している方
- ・既に多子加算を受けている方

▶ **手続きが必要と思われる世帯には、8月中旬頃に申請書を郵送します。**

▶ **問合せ**：町民福祉課子ども支援班 ☎354-5798

物価高騰対応重点支援給付金について

物価高騰による家計への負担増を踏まえ、低所得世帯（令和6年度住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯）に対し、1世帯あたり10万円を支給します。

加えて、当該給付対象世帯が18歳以下の子どもを扶養する子育て世帯の場合は、対象児1人あたり5万円を加算し支給します。

▶対象世帯（次の2要件いずれにも該当すること）

- ①令和6年6月3日（基準日）時点で松島町の住民基本台帳に登録されている世帯。
 - ②令和6年度個人住民税が非課税の世帯または個人住民税の均等割のみが課税されている世帯。
- ※世帯員が令和6年度個人住民税課税者の扶養親族となっている場合は対象外です。

※2要件に該当していても、令和5年度及び令和6年度の4月から5月にかけて支給を実施した低所得世帯向け給付金の要件に既に該当した方は今回の給付金の対象外です。

対象と見込まれる世帯については、令和6年7月中に勧奨通知を送付しております。ただし世帯内に住民税未申告者がいる場合は勧奨通知の対象となりません。前年中収入が無い場合であっても住民税申告をしないと給付金の対象世帯に該当しませんのでご了承ください。

▶支給額：1世帯あたり10万円

※世帯内に18歳以下の扶養親族がいる場合は、対象児1人あたり5万円を加算し給付。

▶申請期限：9月30日㊤必着

▶ **問合せ**：・給付金について 町民福祉課福祉班 ☎354-5706

・子育て世帯の加算について 町民福祉課子ども支援班 ☎354-5798